

事業場における労働者の健康保持増進のための指針の一部を改正する件（案）に関する意見募集について

令和2年12月17日  
厚生労働省労働基準局  
安全衛生部労働衛生課

厚生労働省では、今般、事業場における労働者の健康保持増進のための指針（昭和63年9月1日健康保持増進のための指針公示第1号）の一部を改正することを予定しています。

つきましては、別添の改正概要に関し、下記のとおり御意見を募集いたしますので、御意見がある場合には、下記により御提出ください。

記

1 意見公募期間

令和2年12月17日（木）から令和3年1月16日（土）まで（郵送及びFAXの場合についても同日必着）

2 資料の入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄に掲載します。

3 御意見の提出方法

御意見は、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。その際、件名に「事業場における労働者の健康保持増進のための指針の一部を改正する件（案）に関する意見」と明記して御提出ください。電話による御意見は受け付けておりません。

（1）電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

（2）郵送の場合

住所：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2  
厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課  
産業保健支援室産業保健係 宛て

(3) F A Xの場合

F A X 番号 : 03-3502-1598

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課  
産業保健支援室産業保健係 宛て

4 御意見の提出上の注意

御意見は日本語に限ります。個人の場合は氏名、住所及び連絡先（電話番号又はメールアドレス）を、法人の場合は法人名、主たる事務所の所在地及び連絡先（電話番号又はメールアドレス）を、それぞれ記載してください（御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡や確認のために使用します。）。御意見が1,000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

また、提出していただいた御意見については、氏名（法人名）、住所（所在地）及び連絡先を除き、原則として公表させていただきますので、あらかじめ御了承ください。なお、御意見に対して個別の回答はいたしかねます。